⑼　本工事は、落札者の提示した価格が妥当であることについて確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。
⑽　本工事は、現地施工にかかる費用のみを低入札調査の対象とする工事である。
⑾　本工事は工事しゅん功、引渡の後、改造に関する基本契約を締結する対象工事である。
⑿　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に紙入札方式参加届出書（様式１）を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
⒀　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りでない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照））

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵　「平成25・26年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「トンネル非常用設備工事」に登録されている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）または、「トンネル非常用設備工事」に登録されている２者で構成された特定建設工事共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業共同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　施工実績　平成11年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。
　なお、求める実績１及び求める実績２に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
・単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者
　求める実績１　道路トンネルの非常用施設として設置する消火栓、火災検知器及びこれら機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について、下記①から③に示す全てを実施した工事
　①　機器の製作（製造委託を含む）
　②　機器の設置
　③　試験調整
　求める実績２　断面交通量が１万台／日以上の道路（自動車専用道路又は流出入が制限されている道路）における交通規制内での工事
　※交通規制とは、路肩規制、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績は除く。
・特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外
　求める実績１　道路トンネルの非常用施設として設置する消火栓、火災検知器及びこれら機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について、下記①から③に示す全てを実施した工事
　①　機器の製作（製造委託を含む）
　②　機器の設置
　③　試験調整
　求める実績２　断面交通量が５千台／日以上の道路（自動車専用道路又は流出入が制限されている道路）における交通規制内での工事
　※交通規制とは、路肩規制、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績は除く。
⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に専任で配置できること（建設業法第26条３項に該当する工事においては、主任（監理）技術者は専任で配置）
　なお、自社において工場製作を行う場合、工場製作期間における主任（監理）技術者は、建設業法に基づき専任を要しない。ただし、現場着手後はこの限りでない。（工事現場が稼動している期間は、平成27年１月から平成28年３月までを予定）
①　主任（監理）技術者が、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
②　監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（消防施設工事業）に係る資格を有すること。
④　主任（監理）技術者は、元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。なお、主任（監理）技術者が工事経験を満足しない場合は、工事経験を満足する現場代理人を別に配置しなければならない。
　また、提出できる工事経験は１名につき１件とする。また、求める経験１及び求める経験２に対して提出できる工事経験は１名につき各々１件とするが、各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、すべての工種の経験を同一のものが有している必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。）
　求める経験１　道路トンネルの非常用施設として設置する消火栓、火災検知器及びこれら機器の監視制御を遠方監視制御設備を介して行う監視盤について、機器の設置及び試験調整を実施した工事
　求める経験２　断面交通量が５千台／日以上の道路（自動車専用道路又は流出入が制限されている道路）における交通規制内での工事
　※交通規制とは、路肩規制、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績は除く。
⑹　特定建設共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。
①　各構成員が当該工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可の営業年数が５年以上あること。
　ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
②　各構成員が配置する専任の主任（監理）技術者が当該工事に対応する建設業法の許可業種（消防施設工事業）に係る資格を有すること。
③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。
④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。